

前橋市開発行為許可等手数料条例の改正について（議案第55号）

建築指導課

1 改正の理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、建築基準法による建築計画が都市計画法の開発許可等に適合していることの証明に係る手数料の額を定める。

2 主な内容

- (1) 建築計画が都市計画法の開発許可等に適合していることの証明に係る手数料の額は、1件につき4,000円とする。
- (2) 既納の手数料について、市長が特別の理由があると認めたときは、還付することができる。
- (3) 市長は、特別の理由があると認めたときは、この条例に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

3 施行期日

令和7年5月26日